

<事業概要>

農業分野への人材の一層の呼び込みと定着率を向上するため、県外の就農希望者に対する就農支援を強化する。

<事業目標>

○新規就農者数（400人以上【令和12年度まで】）

事業の全体像

●事業の内容

1 移住就農等支援事業

地域（産地）における移住就農者等の受入体制の強化と就農時の負担軽減のために、（1）～（4）に関する取組を支援する。また、地域における移住就農者の確保のために、首都圏で移住就農相談会や就農体験を開催する。

- （1）移住就農者への住環境整備
- （2）中古農業機械の活用促進
- （3）軽トラック等のリース費用支援
- （4）多様な就農者への支援

2 雇用就農促進事業

雇用就農希望者への雇用機会創出、雇用の受け皿となる農業経営体の育成と定着率の向上のために、労働環境の改善や雇用機会の推進を行う。

1 移住就農等支援事業

○地域（産地）への支援

- ・ 対象者：市町村等
- ・ 補助内容（メニュー方式）
 - （1）移住就農者への住環境整備（空き家修繕や借上費用など）
 - （2）中古農業機械の活用促進（機器の掘り起こし、査定及びメンテナンス経費など）
 - （3）軽トラック等のリース費用支援（軽トラック等のカーリース経費）
 - （4）多様な就農者への支援（資金の交付）
- ・ 補助率 ①及び② 2/3（優先枠は3/4） ③及び④ 定額
上限①130万円（150万円） ②35万円（37.5万円）
③30万円 ④100万円

※優先枠：地方への就農・定住・定着を目的とする地域おこし協力隊を募集・受け入れる市町村又は園芸生産拠点

○首都圏における移住就農相談会、移住就農お試し体験の開催

2 雇用就農促進事業

○人材派遣を活用した移住者の雇用就農機会創出

- ・ 委託先：人材派遣会社等
- ・ 委託内容：移住就農者を公募・面談等を行い、雇用就農予定・希望先へ短期派遣を行うことで、雇用機会の創出と就農実践研修を実施

○雇用受入先の労働環境改善のために、従業員へのアンケート、専門家による分析、結果報告及び改善手法の提案を実施

【対策のポイント】

地域（産地）が県外からの移住就農者に対する住環境の事前準備を支援します。

【事業の内容】

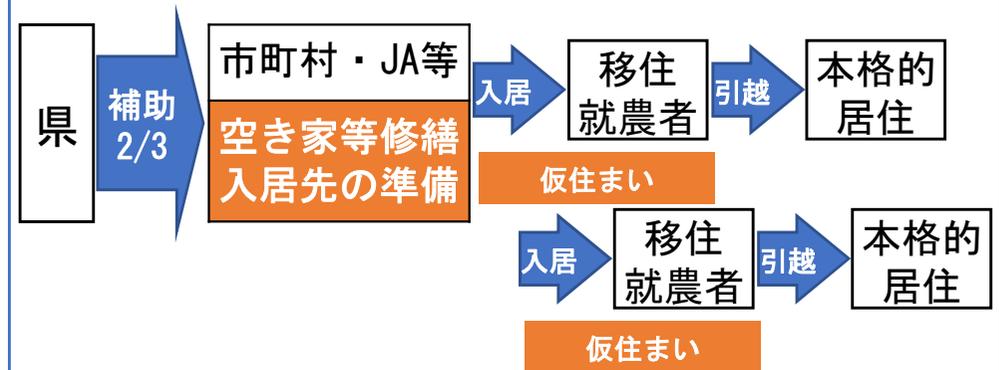
県外からの移住就農者を受け入れるために、地域（産地）が行う空家等の修繕など移住就農者向け住居の準備を支援する。

- ・補助先：市町村、JA及び新規就農者受入組織
 - ・補助内容：住居本体等の修繕、修繕に伴う除却、清掃費、修繕に伴う賃借料等
 - ・補助率：2 / 3（優先枠※は3 / 4）
 - ・補助上限：130万円 / 地域（優先枠※は150万円）
- ※地方への就農・定住・定着を目的とする地域おこし協力隊を募集・受け入れる市町村又は園芸生産拠点

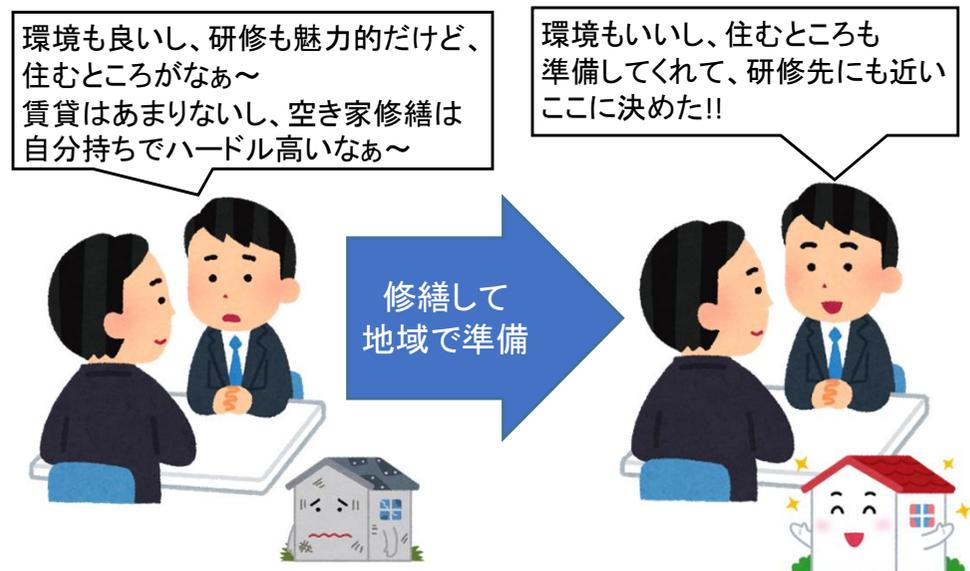
・主な交付要件

- 1 移住就農者向けの住環境整備であること
- 2 居住予定の移住就農者がいること
又は住環境整備後すみやかに募集すること
- 3 修繕等の契約者は事業実施主体であること
- 4 整備後の入居者は移住就農者に限ること
- 5 補助対象とする住居等は事業実施主体が所有する住居等（賃借のために所有するものを除く）又は事業実施主体が整備を行うために賃借する住居等であること。

【事業の流れ】



【事業のイメージ】



【対策のポイント】

市町村等が、使われなくなった農業用機械の活用を促進する取組を支援します。

【事業の内容】

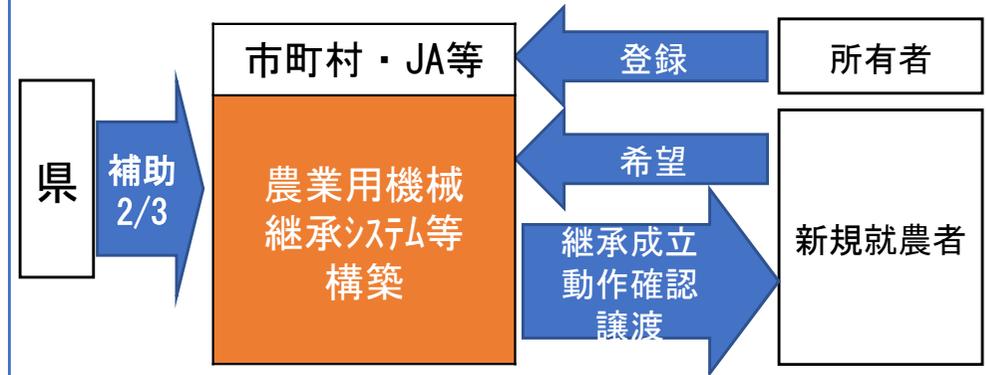
地域（産地）が行う利用されなくなった農業用機械を新規就農者等へ譲渡・継承する取組を支援する。

- ・ 補助先：市町村、JA及び新規就農者受入組織
 - ・ 補助率：2 / 3（優先枠※1は3 / 4）
 - ・ 補助上限：35万円 / 地域（優先枠※1は37.5万円）
- ※1 地方への就農・定住・定着を目的とする地域おこし協力隊を募集・受け入れる市町村又は園芸生産拠点

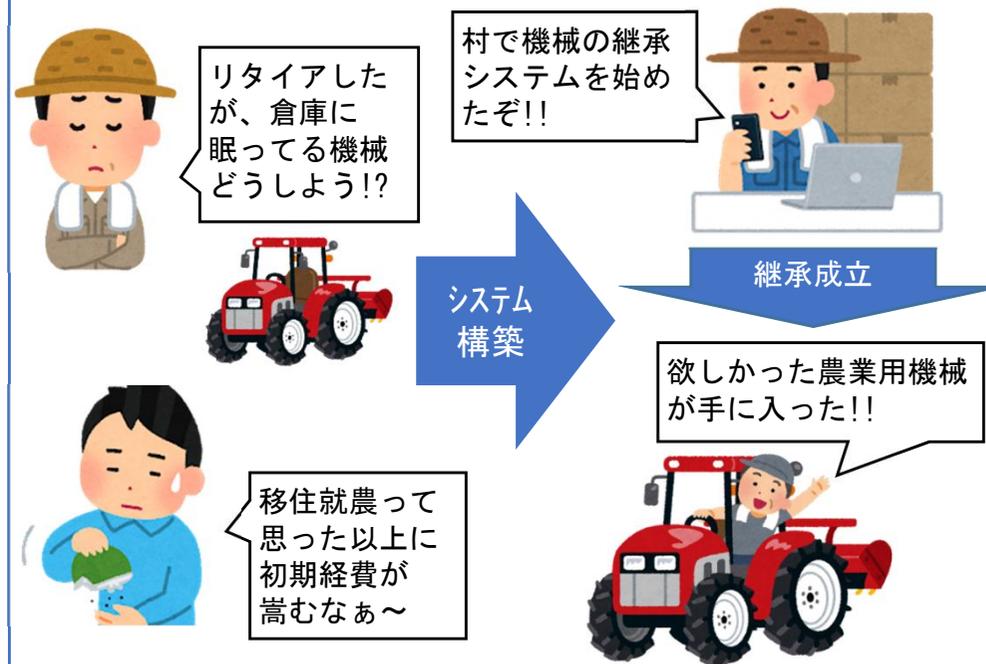
・ 主な支援対象となる取組例

- 1 農業用機械の掘り起こし調査に要する経費
 - 2 農業用機械の情報を登録するシステム開発費やWebサイト開発・作成費
 - 3 農業用機械譲渡会等の開催経費
 - 4 譲渡に伴う農業用機械の査定・動作確認や譲渡成立後のメンテナンス費用※2
 - 5 これら取組の宣伝広告費
- ※2 査定やメンテナンスは、福島県農業機械整備施設認定要領に基づき認定を受けた整備施設に限る

【事業の流れ】



【事業のイメージ】



【対策のポイント】

移住就農者が、出荷や農作業等で必要となる軽トラック等のリース費用を支援します。

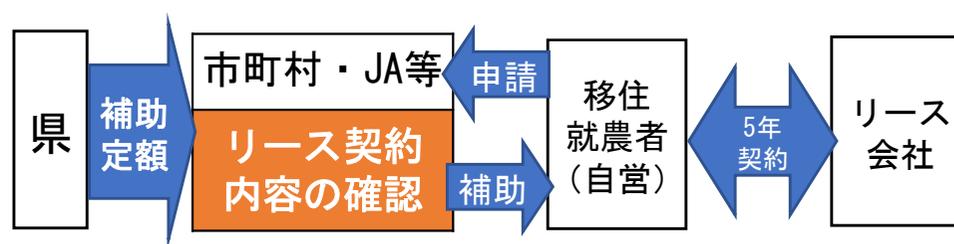
【事業の内容】

就農時に必要となる軽トラック又は軽バンのリース料金の一部を支援する。

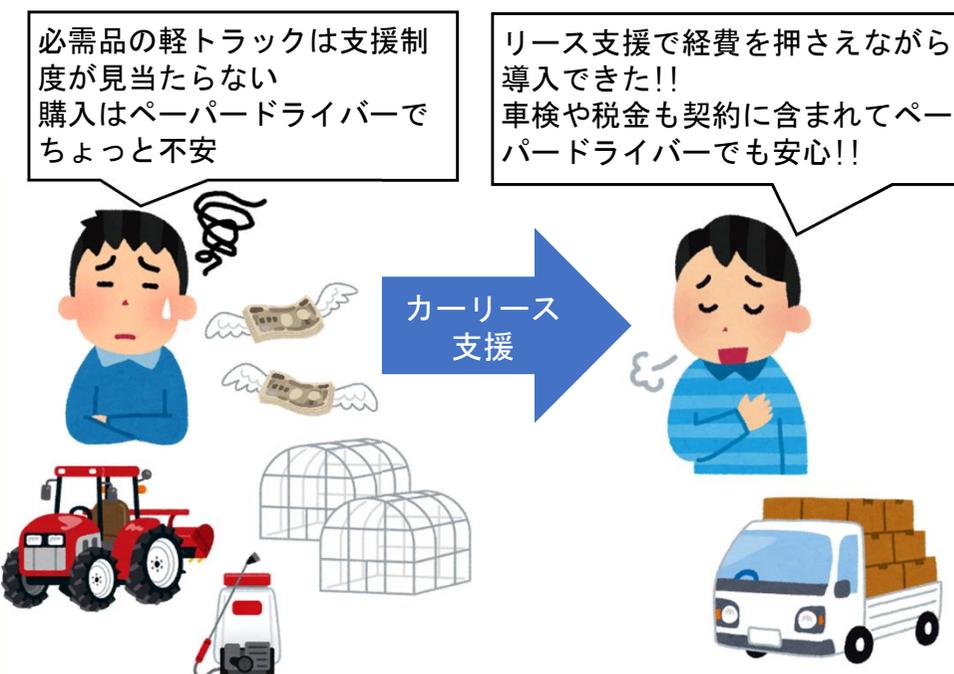
- ・対象者：移住就農者（独立・自営就農に限る）
- ・補助先：市町村、JA及び新規就農者受入組織
- ・補助率：定額
- ・補助上限：10万円／人かつ30万円／交付主体

- ・主な交付要件
 - 1 移住就農者（独立・自営就農に限る）であること
 - 2 車種は軽トラック又は軽バンに限る※
※リース契約の契約相手方は（一社）日本自動車リース協会連合会加盟会員に限る
 - 3 リース契約期間が5年以上であること
 - 4 契約初年度の支援であること
 - 5 交付対象者がリース契約締結前に軽トラック又は軽バンを所有していないこと
- ・返還要件
 - 1 交付対象者が虚偽の申告を行った場合
 - 2 交付を受けた年度から起算して、3年未満でリース契約の解約等をした場合

【事業の流れ】



【事業のイメージ】



【対策のポイント】

認定新規就農者以外の多様な新規就農者を支援する。

【事業の内容】

中高年（50歳以上）や副業（半農半X）などの**多様な新規就農者の就農直後の所得を確保する資金を交付**する。

- ・対象者：認定新規就農者以外の新規就農者
- ・補助先：市町村
- ・補助率：定額
- ・補助上限：50万円／人（世帯）かつ100万円／交付主体
- ・主な交付要件
 - 1 新規就農者（独立・自営就農）であること
 - 2 認定新規就農者でないこと
 - 3 実現性の高い就農計画を作成していること
 - 4 前年の世帯所得が600万円以下であること。
 - 5 50歳以上65歳未満の場合は、農業従事日数が年間150日以上かつ地域計画に位置付けられていること又は位置付けられることが確実であること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
 - 6 50歳未満の場合は、農業従事日数が年間60日以上かつ農産物販売金額50万円以上を目指すこと。
- ・主な返還要件
 - 1 交付を受けた年度から起算して3年間、同程度の営農を継続しなかった場合

【事業の流れ】



【事業のイメージ】

